

—豊かな地域コミュニティの構築を目指して—

大型店の立地に関するガイドライン

～大型店による主体的な地域貢献の促進～

熊本県商工労働部商工振興金融課

目 次

第1	総括	1
1	ガイドラインの主旨	1
2	大型店に求めること	3
2-1	一定規模以上の大型店（特定大型店）について	3
	（1）特定大型店を新設等する場合	4
	（2）既設の特定大型店等の場合	5
2-2	一定規模未満の大型店について	6
	（1）地域貢献の実施	6
	（2）出店情報の早期提供	6
	（3）立地市町村・商工団体の取組みへの協力	6
	（4）テナント事業者の協力	6
3	市町村に求めること	8
4	商工団体に求めること	8
5	制度に関する理解促進と情報の公開	9
5-1	制度に対する理解促進・周知	9
5-2	情報の公開	9
第2	地域貢献の実施に関する取組み	10
1	特定大型店を新設等する場合	10
1-1	対象	10
1-2	取組みの流れ	10
1-2-1	出店計画書の届出、説明会の開催	11
	（1）出店計画書の届出	11
	（2）出店計画書の説明会	12
1-2-2	地域貢献計画書の届出、説明会の開催	13
	（1）地域貢献計画書の届出	13
	（2）地域貢献計画書の説明会	13
1-2-3	地域貢献に関する協議会の設置	14
1-2-4	地域貢献窓口の設置	14
2	既設の特定大型店等の場合	15
2-1	対象	15
2-2	取組みの流れ	15
2-2-1	地域貢献計画書の届出	16
2-2-2	地域貢献窓口の設置	16
3	適用	17
別記	大型店に求める具体的な地域貢献策	18

第1 総 括

1 ガイドラインの主旨

平成17年3月の大規模小売店舗立地法第4条指針^(注1)の改定にあたり、改定の方向性を取りまとめた国の審議会^(注2)から、大型店^(注3)には、企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待される旨の考えが示されました。企業の社会的責任は大型店だけに求められるものではありませんが、地域密着型産業である小売業を営むという事業の性格上、大型店には、地域^(注4)との協調、地域への貢献に関して大きな期待が寄せられています。

一方、本県を取り巻く環境が大きく変化するなかで、県内の各地域は、安全安心なまちづくり、地産地消による産業振興、雇用の場の確保など、さまざまな課題に直面しています。こうした地域においては、課題の解決に向けて大型店と積極的に連携し、その力を引き出していくといった手法も有効と考えられます。実際、地域によっては、大型店との間でまちづくりに関する覚書を取り交わし、大型店とともに地域の活性化を図ろうとする試みも始まっています。

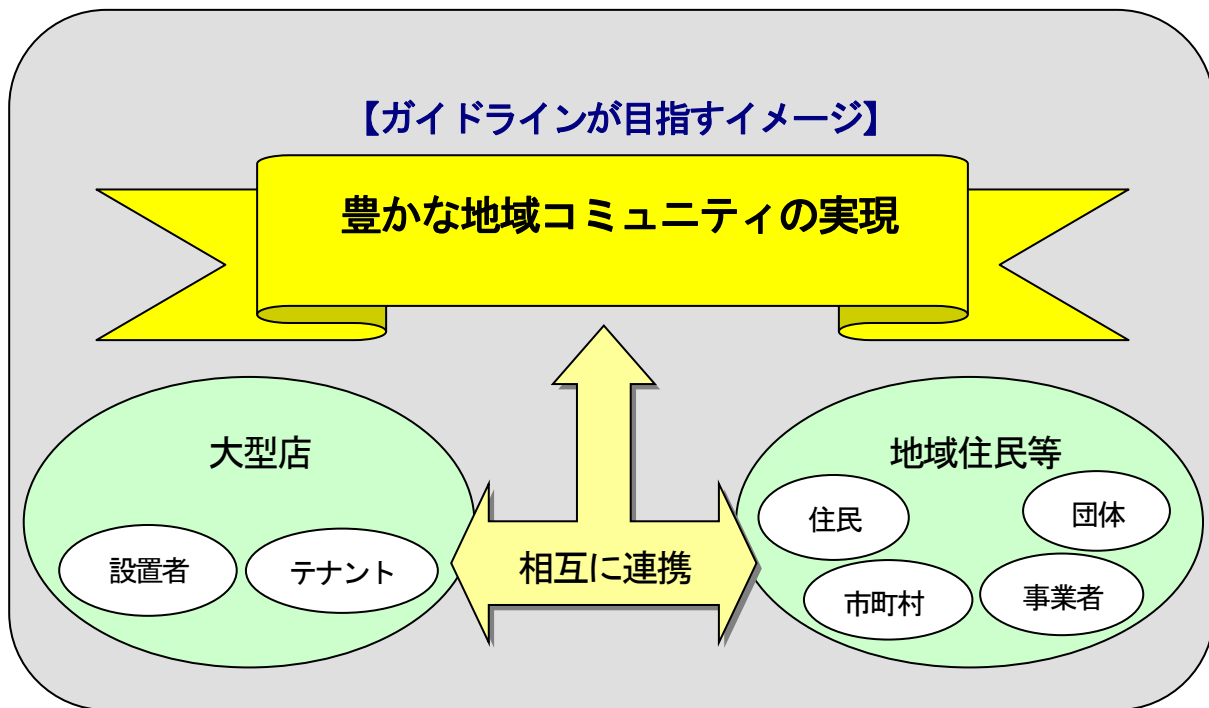
同時に、大型店の側も地域社会の一員としての自らの役割を認識し、さまざまな課題を抱える地域のニーズを十分に踏まえたうえで、地域貢献の取組みを進めていくことが重要です。なぜなら、そのような姿勢こそ、地域から愛される店舗として大型店が長期的に発展していくうえで欠かせないものだからです。

以上の観点に立ち、県では、豊かな地域コミュニティを構築していくために、大型店に対して企業の社会的責任としての主体的な地域貢献を求めるとともに、地域住民等との十分なコミュニケーションと連携のもと、地域の実情に即した形で地域貢献を進めるうえで必要となる取組みを定めたガイドラインを平成17年12月26日に策定しました。

ガイドラインでは、とりわけ市町村の域を超えて広域的に影響のある一定規模以上の大型店として、店舗面積1万㎡以上の店舗に対して届出や具体的手続きを求めてスタートしましたが、策定から今日までの間、まちづくり三法^(注6)の改正という大きな動きがあり、また、県でも平成19年10月25日に「大型店の地域貢献等に関する外部評価委員会」を設置し、ガイドラインの内容等に関して、外部からの意見を求めてきました。

こうした結果、多くの大型店による地域貢献をさらに促進し、より地域の実情を反映した地域貢献策となるようにするため、基準面積を引き下げ、市町村や商工団体の関わり等を盛り込む形で改正し、施行することとしました。

平成21年4月1日



- (注1) 大規模小売店舗立地法第4条指針：大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」という。）第4条により、大規模小売店舗の立地に関して、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、経済産業大臣が定めた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
- (注2) 審議会：経済産業省の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会商業部会
- (注3) 大型店：ここでは大店立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗（店舗面積(注5) 1千㎡超の店舗）を大型店と呼びます。
- (注4) 地域：大型店が説明責任を果たし、協調し、貢献を果たす際のエリア・相手方として“地域”という表現を使っています。基本的に、ガイドラインでは立地する市町村およびそれに隣接する市町村の範囲を想定していますが、店舗の規模や立地する場所により、その範囲はおのずと異なってくると考えられます。
- (注5) 店舗面積：小売業（飲食業を除き、加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積（大店立地法第2条第1項）。
- (注6) まちづくり三法：中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法は、合わせてまちづくり三法と呼ばれています。

大店立地法と本ガイドラインの関係

大店立地法では、大型店（1千㎡超）を新設等する際に、周辺の生活環境への配慮義務を設置者に求めています。

一方、大店立地法指針改定の際、大型店の社会的責任としての地域貢献が期待される旨の考えが示されましたが、企業の社会的責任については、各企業自らがその具体的内容を判断すべき問題として指針に記載されませんでした。そこで、本ガイドラインにおいて、大型店に求める具体的な地域貢献策を示して、大型店の主体的な地域貢献の取組みを求めることとしました。

なお、大店立地法に基づく届出事務と、本ガイドラインに基づく届出事務は、おのの別々に進めていくものです。

2 大型店に求めること

2-1 一定規模以上の大型店（特定大型店）について

大型店の中でも、広範囲にわたり生活環境やまちづくりなどの面で地域社会に大きな影響を及ぼすような、特に規模の大きい大型店には、その規模に相応しい地域貢献が求められます。

このため、本ガイドラインでは、一定規模の大型店として店舗面積5千㎡以上の店舗（以下、「特定大型店」という。）について、地域貢献の具体的な手続きを定めています。

特定大型店の設置者は、本ガイドラインの主旨を踏まえるとともに、本ガイドラインに沿って取組みを進め、地域づくりの取組みへの協力や地域経済活性化の推進その他の地域貢献活動を行ってください。

また、立地市町村や商工団体から地域貢献やまちづくりに関する協定・覚書等の締結、その他市町村の公的行事・公的機関等への参加要請があった場合、誠意をもって対応してください。

なお、特定大型店に入居し、小売業等を営む事業者（以下、「テナント事業者」という。）は、設置者が行う地域貢献活動に協力するとともに、自らも積極的に地域貢献に取り組んでください。

(1) 特定大型店を新設等する場合

■ 特定大型店の新設または5千㎡以上の増床を行う場合（第2「1 特定大型店を新設等する場合 1-1 対象」（10ページ）参照）

① 出店計画書の届出、説明会の開催

地域住民等が早期に出店計画を知ることにより、大型店が地域住民等と連携して充実した地域貢献に取り組むことができるよう、早い段階において、出店計画の概要を知事に届け出るとともに、立地市町村・商工団体に提供すること。

また、その内容に関する説明会を開催し、地域住民等に対する説明責任を果たすこと。

② 地域貢献計画書の届出、説明会の開催

実施しようとする地域貢献計画の内容について知事に届け出ること。

また、その内容に関する説明会を開催し、地域住民等に対する説明責任を果たすこと。

地域住民等から出された地域貢献に関する意見にも配慮しながら、地域貢献を実施すること。

③ 地域貢献に関する協議会の設置

地域の実情に即した地域貢献が行われるよう、開業後において、地域貢献に関して関係者が話し合う場として協議会を設置すること。

④ 地域貢献に関する窓口の設置

地域住民等からの意見提出や相談等に対応するため、地域貢献に関する窓口を設置し、担当者を置くこと。

(2) 既設の特定大型店等の場合

- 既設の特定大型店または5千㎡未満の増床により特定大型店となる場合（第2「2 既設の特定大型店等の場合 2-1 対象」（15ページ）参照）

① 地域貢献計画書の届出

実施しようとする地域貢献計画の内容について知事に届け出ること。

地域貢献に関する地域住民等の意見にも配慮しながら、地域貢献を実施すること。

② 地域貢献に関する窓口の設置

地域住民等からの意見提出や相談等に対応するため、地域貢献に関する窓口を設置し、担当者を置くこと。

2-2 一定規模未満の大型店について

(1) 地域貢献の実施

一定規模未満の大型店の設置者についても、本ガイドラインの主旨を踏まえ、別記「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組んでください。

(2) 出店情報の早期提供

地域住民等が早期に出店計画を知ることにより、大型店が地域住民等と連携して充実した地域貢献に取り組むことができるよう、早い段階において、出店計画の概要を立地市町村・商工団体に提供してください。

なお、様式等については、特に定めません。

(3) 立地市町村・商工団体の取組みへの協力

本ガイドラインの主旨を踏まえ、地域貢献の実施について、立地市町村や商工団体から次のような求めがあった場合、誠意をもって対応してください。

＜例示＞

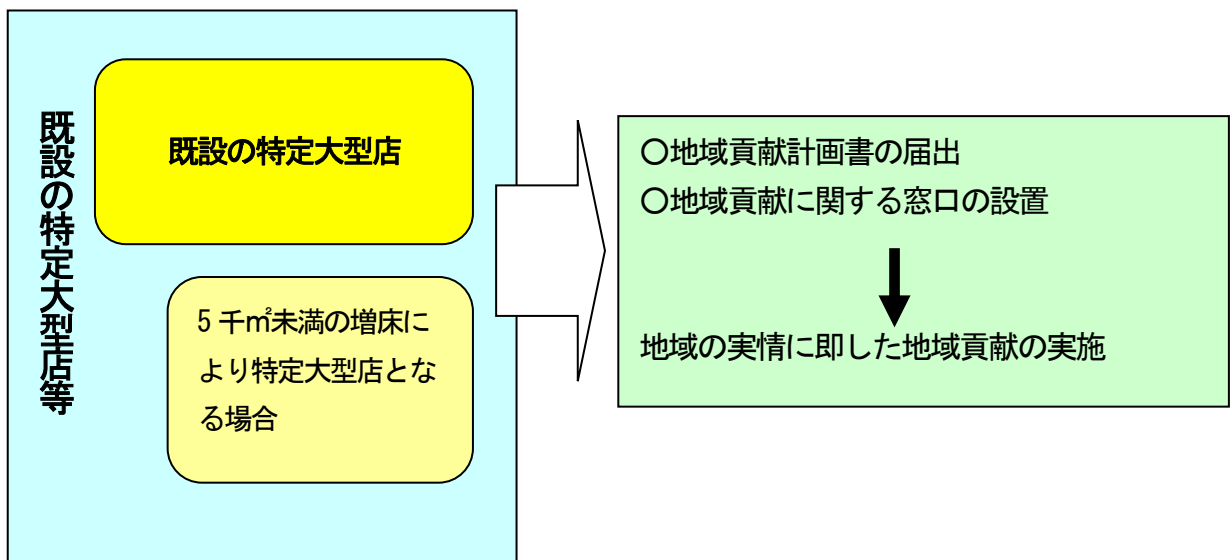
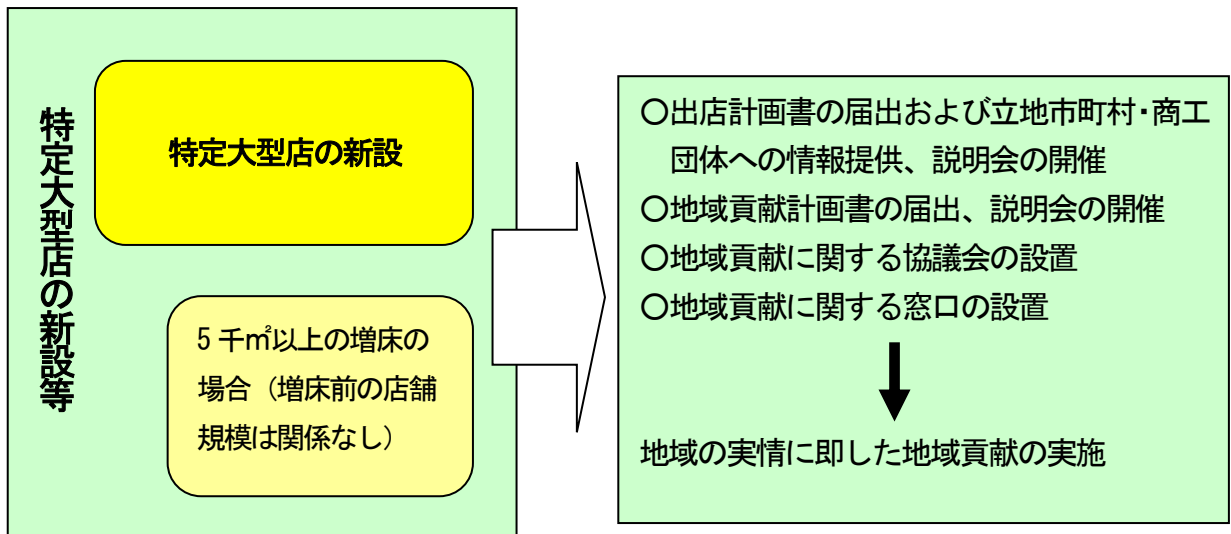
- ・市町村のガイドラインへの協力
- ・地域貢献やまちづくりに関する協定・覚書等の締結
- ・市町村の地域貢献協議会等への参加
- ・その他市町村の公的行事・公的機関等への参加要請など

(4) テナント事業者の協力

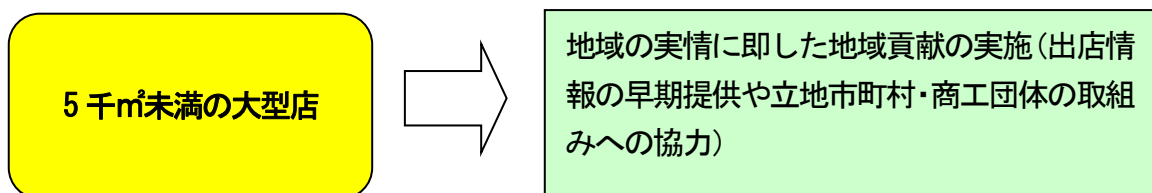
テナント事業者は、設置者が行う地域貢献活動に協力するとともに、自らも積極的に地域貢献に取り組んでください。

【大型店に求めること】

＜一定規模以上の大型店（特定大型店）＞



＜一定規模未満の大型店＞



■特定大型店：店舗面積 5 千㎡以上の大規模小売店舗

3 市町村に求めること

市町村は、地域のまちづくりの中心的役割を担っており、大型店と地域との良好な関係を構築していくうえでは、住民、事業者、商工団体等の意見を幅広く集約し、主体性を発揮することが求められます。

そこで、市町村は地域の実情に応じて、次のようなことに自主的に取組み、大型店の地域貢献活動を促進し、豊かな地域コミュニティの実現に努めてください。

＜例示＞

- ・市町村のガイドライン策定
- ・地域貢献やまちづくりに関する協定・覚書等の締結
- ・市町村の地域貢献協議会等の設置
- ・その他市町村の公的行事、公的機関等への参加要請など

4 商工団体に求めること

商工会議所、商工会等の商工団体は、地域経済団体として商工業者の発展を推進することを使命としています。

したがって、商工団体は、市町村と連携・協力しながら、このガイドラインの目的が達成されるよう大型店との情報交換や連携に努めてください。

5 制度に対する理解促進と情報の公開

5-1 制度に対する理解促進・周知

県では、本ガイドラインの主旨を踏まえた主体的な地域貢献の取組みが進むよう、関係機関との連携のもと、開発許可、農地転用、大店立地法届出等に係る事前の相談時など、さまざまな機会を捉えて、制度に対する大型店側の理解を促進し、協力を求めています。

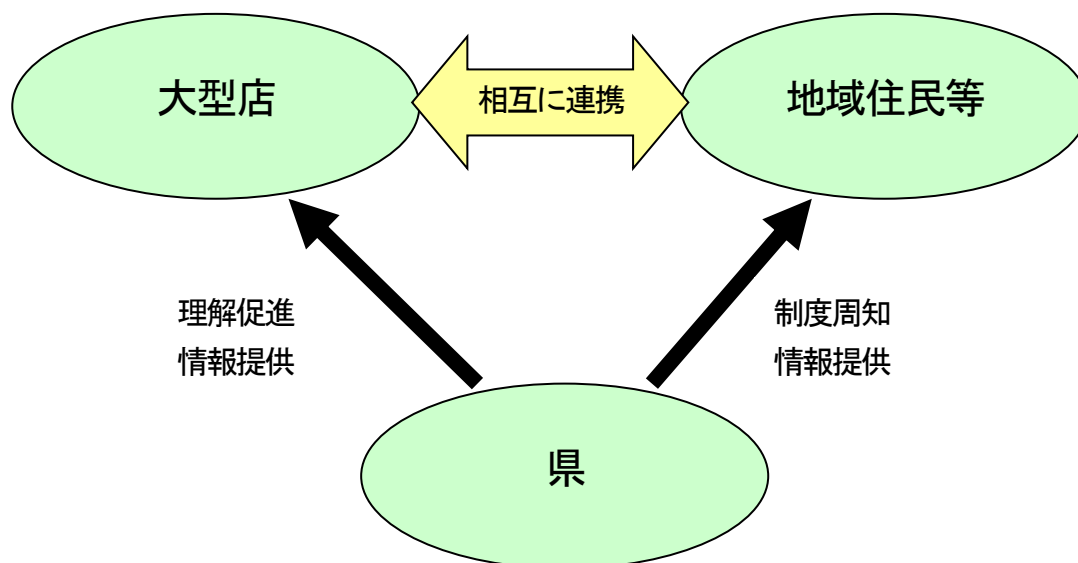
また、県民に対しても、さまざまな機会を捉えて制度の周知を図っていきます。

なお、一定規模未満の大型店に対して、ガイドライン等を策定して地域貢献を促そうとする市町村に対しては、県としても積極的な情報提供、助言を行っていきます。

5-2 情報の公開

県では、大型店、地域住民等による情報の共有を促進するために、本ガイドラインに定めた手続きに基づき知事に届出があった計画の内容等については、原則として県のホームページ等で公表します。

併せて、地域貢献の実施状況等についても、必要に応じて大型店から報告を求め、適宜同様の方法により公表します。



第2 地域貢献の実施に関する取組み

1 特定大型店を新設等する場合

1-1 対 象

a 店舗面積5千㎡以上の大型店を新設するとき

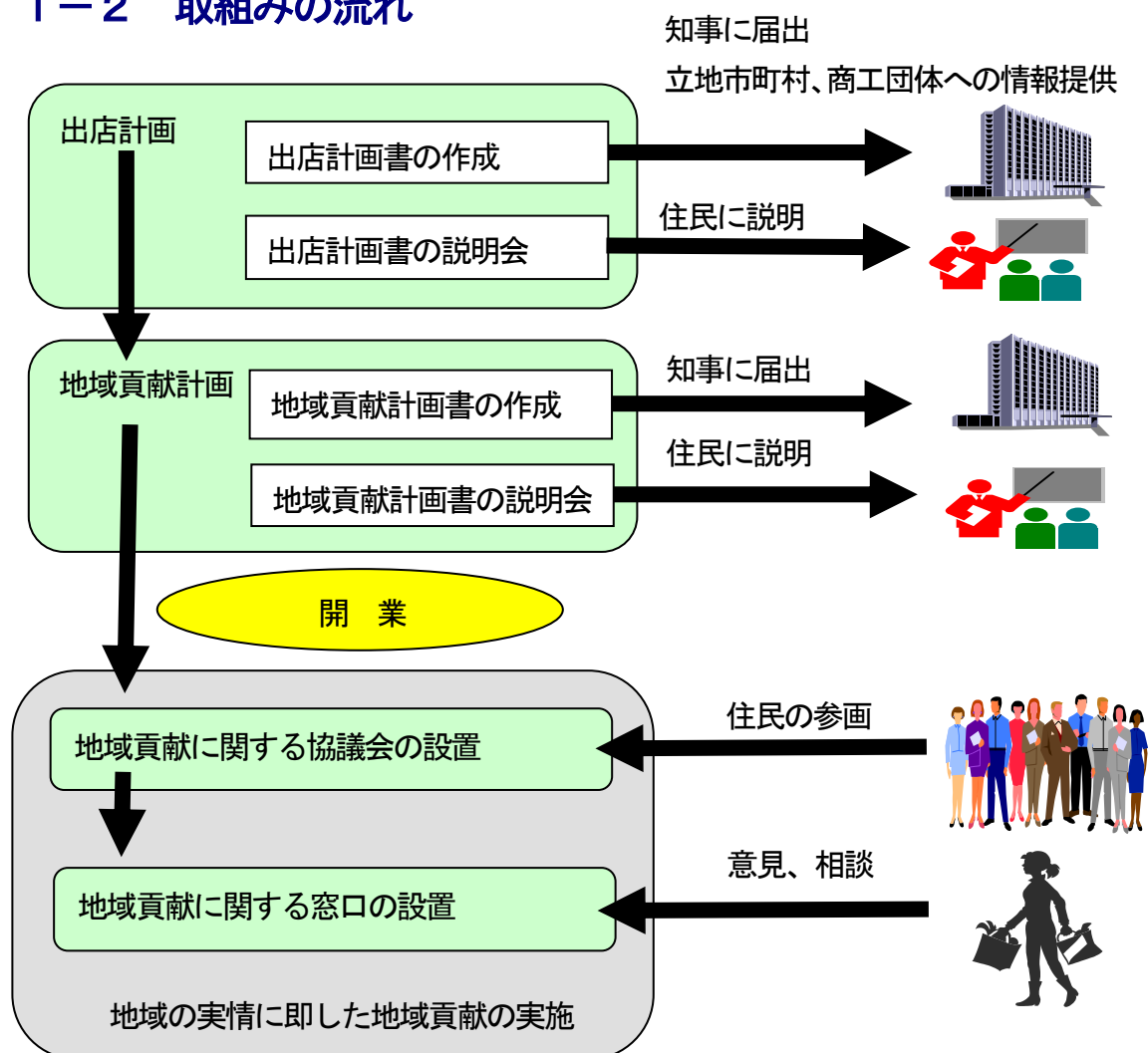
■公道等により店舗敷地が分割されている場合等であっても、一体的な開発と判断されるときは、各々の店舗が5千㎡未満であっても、合計が5千㎡以上であれば対象とします。

b 既設の店舗を増床する場合であって、増床部分の店舗面積が5千㎡以上となる時

■増床前の店舗面積に関わらず、増床部分の店舗面積が5千㎡以上であれば対象とします。

■建物の全部若しくは一部を用途変更することにより増床する場合も対象とします。

1-2 取組みの流れ



1-2-1 出店計画書の届出、説明会の開催

(1) 出店計画書の届出

① 届出をする者

第2 「1 特定大型店を新設等する場合 1-1 対象」(10ページ)の
a、bのいずれかに該当する店舗の設置者

② 届出の時期

次の時期のうち、最も早い時期までに届け出てください。

- a 都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請に係る事前の協議を開始するとき(開発行為許可申請が不要な場合を除く)
- b 農地法第4条または第5条に基づく農地転用許可申請に係る事前の協議を開始するとき(農地転用許可申請が不要な場合を除く)
- c 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称「やさしいまちづくり条例」)第19条に基づく特定建築物の建築等に係る事前の協議を開始するとき
- d 大店立地法第5条または6条に基づく店舗の設置、変更に係る届出予定日の6ヶ月前

③ 届出先 知事(熊本県商工労働部商工振興金融課)

④ 出店計画書の変更

開業前において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更出店計画書を知事に届け出てください。

- a 設置場所を変更したとき(敷地の拡大、縮小に伴うものは除く)
- b 店舗面積の減少により、特定大型店に該当しなくなったとき、または店舗面積、敷地面積のいずれかが50%以上拡大または50%以上縮小したとき

⑤ 出店計画書の公表

届出のあった出店計画書(変更出店計画書も含む)は、原則として県のホームページ等で公表します。技術的な理由からホームページに掲載できない資料等は、熊本県商工労働部商工振興金融課内で閲覧に供します。

(2) 出店計画書の説明会

① 開催する者

第2 「1 特定大型店を新設等する場合 1-1 対象」(10ページ)の
a、bのいずれかに該当する店舗の設置者

■上記(1)－④の変更出店計画書の届出をした場合には、あらためて説明会を開催
してください(特定大型店に該当しなくなった場合は、開催する必要はありません)。

② 開催の時期 出店計画書の届出後2ヶ月以内

③ 開催の日時等

平日の夜間、土・日曜日の昼間に開催するなど、参加者の利便性確保に配慮し
てください。日時等設定にあたっては、事前に県および立地市町村と協議してく
ださい。

④ 説明会の参加者

説明会の参加者は、特段の事情がない限り制限しないでください。

⑤ 周知の方法

公示(新聞、チラシ等)により周知するものとしますが、市町村、商工団体等、
相手方が特定できるものは文書により個別に周知してください。具体的な周知先
については、事前に県および立地市町村と協議してください。

なお、効果的・効率的な説明会運営となるよう、事前に質問、意見を受け付け
て説明会当日に回答することとし、その旨を説明会開催周知の際等に周知してく
ださい。

＜個別周知先の例示＞

- ・立地市町村および隣接市町村
- ・上記市町村内の商工会議所、商工会等の商工団体、まちづくり団体
- ・立地場所周辺の自治会、学校
- ・立地場所周辺に路線を有する公共交通事業者(バス、鉄道等)

⑥ 説明会の運営

説明会は設置者が運営するものとし、質問、意見については誠意をもって回答
してください。

説明会の回数は、上記③のように参加者の利便性を考慮して昼夜2回開催する
等の場合を除き、原則として1回とします。

⑦ 説明会の結果報告と公表

説明会で配布した資料、質問、意見および回答の内容について、説明会終了後、
速やかに知事に報告してください。

報告のあった事項については、原則として県のホームページ等で公表します。
技術的な理由からホームページに掲載できない資料等は、熊本県商工労働部商工
振興金融課内で閲覧に供します。

1-2-2 地域貢献計画書の届出、説明会の開催

(1) 地域貢献計画書の届出

① 届出者

第2 「1 特定大型店を新設等する場合 1-1 対象」(10ページ)のa、bのいずれかに該当する店舗の設置者

② 届出の時期等

遅くとも、大店立地法第5条または第6条に基づく店舗設置、変更に係る届出日から4ヶ月以内に届け出てください。

地域貢献計画書の作成にあたっては、別記「大型店に求める具体的な地域貢献策」および出店計画書の説明会で出された地域貢献に関する意見を踏まえるとともに、核テナント^(注7)等のテナント事業者とも十分協議を行ってください。

(注7)核テナント：ここでは、大型店に入居する店舗のうち、当該大型店の性格を左右するような店舗であって、全体の店舗面積の概ね2割以上を占めるものを核テナントと呼びます。

③ 届出先 知事(熊本県商工労働部商工振興金融課)

④ 地域貢献計画書の変更

開業前において、地域貢献計画書の内容を変更する場合は、速やかに変更地域貢献計画書を届け出てください。

■開業後において、地域貢献計画書の内容を変更する場合も届出が必要になります(第2 「2 既設の特定大型店の場合 2-2 取組みの流れ」の「2-2-1 地域貢献計画書の届出」の「④ 地域貢献計画書の変更」(16ページ)参照)。

⑤ 地域貢献計画書の公表

届出のあった地域貢献計画書(変更地域貢献計画書も含む)は、原則として県ホームページ等で公表します。

技術的な理由から掲載できない資料等は、熊本県商工労働部商工振興金融課で閲覧に供します。

(2) 地域貢献計画書の説明会

① 開催する者

第2 「1 特定大型店を新設等する場合 1-1 対象」(10ページ)のa、bのいずれかに該当する店舗の設置者

② 開催の時期

地域貢献計画書の届出後、速やかに開催してください。大店立地法第7条に基づく説明会との同時開催も可能です。

③ 開催の日時等

開催の日時、説明会の参加者、周知の方法、説明会の運営、説明会の結果報告の公表については、出店計画書の説明会と同様とします。

1-2-3 地域貢献に関する協議会の設置

- ① 協議会の設置者
第2 「1 特定大型店を新設等する場合 1-1 対象」(10ページ)の
a、bのいずれかに該当する店舗の設置者
- ② 設置する期間、開催の時期
開業後、速やかに設置してください。設置期間は開業から2年間とし、開業から概
ね3月後、1年後、2年後に各1回開催してください。
なお、これに関わらず、協議会構成員から開催の要望があった場合などは、必要に
応じて開催してください。
2年目以降も開催するかどうかは、協議会構成員の協議により決定してください。
- ③ 協議会の構成
構成員については、事前に県、立地市町村、立地市町村内の商工会議所または商工
会と協議のうえ選定してください。

＜想定される構成員の例示＞
 - ・大型店設置者、テナント事業者代表
 - ・立地市町村および隣接市町村
 - ・上記市町村内の商工会議所、商工会等の商工団体、まちづくり団体
 - ・立地場所周辺の自治会、学校
 - ・立地場所周辺に路線を有する公共交通事業者（バス、鉄道等）
- ④ 協議会の運営
協議会は、協議会の目的、運営方法等に関する規約を定め、それに沿って運営
してください。
- ⑤ 協議会の結果報告と公表
協議会の協議事項、協議内容等については、協議会終了後、速やかに知事に報
告してください。
報告のあった事項については、原則として県のホームページ等で公表します。
技術的な理由からホームページに掲載できない資料等は、熊本県商工労働部商
工振興金融課で閲覧に供します。

1-2-4 地域貢献に関する窓口の設置

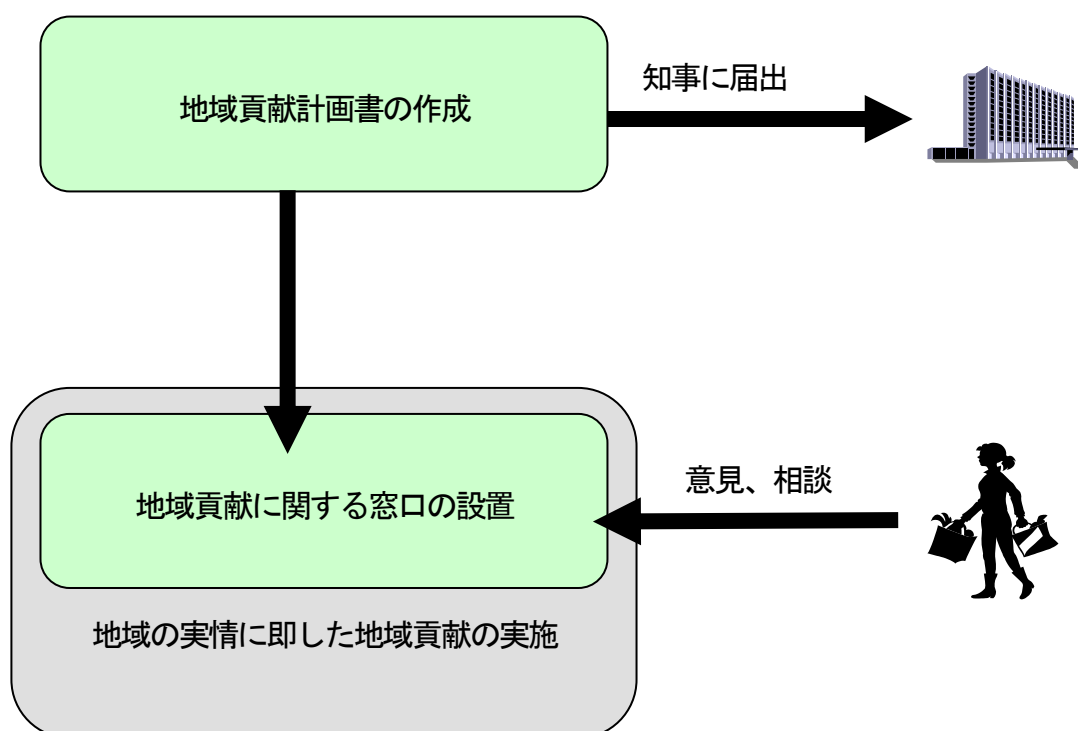
- ① 設置者
第2 「1 特定大型店を新設等する場合 1-1 対象」(10ページ)の
a、bのいずれかに該当する店舗の設置者
- ② 届出の時期等
地域貢献計画書の届出の際に、知事に届け出てください。
- ③ その他
窓口担当者（地域貢献担当者）に変更が生じた場合は、速やかにその旨を知事
に届け出てください。

2 既設の特定大型店等の場合

2-1 対 象

- a 既設の特定大型店
- b 特定大型店以外の店舗が、5千㎡未満の増床により、特定大型店となる場合
 - 既に特定大型店である店舗が、5千㎡未満の増床をする場合は、手続きは必要ありません。
 - 5千㎡以上の増床は、新設店扱いとなり、第2「1 特定大型店を新設等する場合」（10ページ）の手続きが必要となります。

2-2 取組みの流れ



2-2-1 地域貢献計画書の届出

① 届出者

第2「2 既設の特定大型店等の場合 2-1 対象」（15ページ）のa、bのいずれかに該当する店舗の設置者

② 届出の時期

第2「2 既設の特定大型店等の場合 2-1 対象」（15ページ）のaに該当する店舗については、本ガイドライン施行日より2ヶ月以内に、bに該当する店舗については、事実発生後、速やかに届け出てください。

③ 届出先 知事（熊本県商工労働部商工振興金融課）

④ 地域貢献計画書の変更

提出した地域貢献計画書の内容を変更した場合は、速やかに届け出てください。

また、次に該当する場合は、事実発生後、速やかに届け出てください。

- 店舗設置者が承継される特定大型店
- 核テナントが交替する特定大型店

⑤ 地域貢献計画書の公表

届出のあった地域貢献計画書（変更地域貢献計画書も含む）は、原則として県ホームページ等で公表します。技術的な理由から掲載できない資料等は、熊本県商工労働部商工振興金融課で閲覧に供します。

2-2-2 地域貢献に関する窓口の設置

① 設置者

第2「2 既設の特定大型店等の場合 2-1 対象」（15ページ）のa、bのいずれかに該当する店舗の設置者

② 設置の届出時期等

地域貢献計画書の届出の際に、知事に届け出てください。

③ その他

窓口担当者（地域貢献担当者）に変更が生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出てください。

3 適 用

本ガイドラインは、平成17年12月26日から施行します。

本ガイドラインは、平成21年4月1日から改正施行します。

特定大型店の新設または5千㎡以上の増床を行う店舗について、本ガイドライン施行日において、既に出店計画書の届出の時期（注8）を過ぎているものの、まだ大店立地法第5条又は第6条に基づく店舗設置、変更に係る届出をしていない案件については、「第2 地域貢献の実施に関する取組み」の「1 特定大型店を新設等する場合」に定める手続きを適用するものとし、出店計画書の届出時期は、本ガイドライン施行日から2ヶ月以内とします。

ただし、同期限内に同法同条の規定に基づく届出を行う場合は、出店計画書の届出及び説明会の開催は不要とし、「第2 地域貢献の実施に関する取組み」の「1 特定大型店を新設等する場合」の「1-2-2 地域貢献計画書の届出、説明会の開催」の手続きから適用します。

（注8）第2の1の「1-2 取組みの流れ」の「1-2-1 出店計画書の届出、説明会の開催」の「（1）出店計画書の届出」の「② 届出の時期」（11ページ）参照

本ガイドラインで規定する届出等に必要となる様式については、別途定めます。

1 地域づくりの取り組みへの協力

- ① 市町村が進める地域づくりへの協力
国際交流、環境対策（水俣市のエコタウン等）、景観づくりなど、市町村が進める地域づくりの取り組みへの協力を行ってください。
- ② 地域づくり等に取り組む団体等への協力
地域づくりや、地域において社会貢献活動を行う団体、グループに対して、活動への参加、活動場所の提供等の協力を行ってください。
- ③ 祭りや各種行事を実施する自治会等への協力
地域の祭りや伝統行事、レクレーション・スポーツ大会等の各種行事を実施する自治会、青年団、社会福祉協議会等の活動への参加、活動場所の提供等の協力を行ってください。
- ④ 中心市街地活性化の取り組みへの協力
中心市街地活性化のために実施される各種の取り組みに対して、大型店のノウハウを活用する等により、協力を行ってください。

2 地域と連携した地域経済活性化の推進

- ① 商店街が実施するイベントへの協力
近隣商店街が実施する共同売り出し等のイベントへの参加、支援等を行い、地域と連携して地域経済の活性化に取り組んでください。
- ② 出店地の商工会議所、商工会等への加入
設置者およびテナント事業者は出店地の商工会議所、商工会、商店街団体に加入するとともに、商店街等との共存のための協定を締結する等により、地域と連携して地域経済の活性化に取り組んでください。

③ 県内の卸売業者との取引促進

経済の域内循環を強め、地域経済を活性化するために、テナント事業者と県内の卸売業者との取引促進について、できる限り配慮をしてください。

④ 地域および県内の商業者のテナント入居促進

地域および県内の商業者のテナントとしての入居について、できる限りの配慮をしてください。

⑤ 県内の商工業者が行う商品開発等に対する支援

商品調達および取引機会確保のために、県内商工業者から商品開発等に係る研究に対する支援・指導の依頼があった場合は、積極的に協力してください。

⑥ 地域および県内商業者の研修の機会の提供

地域および県内の商業の近代化のために、在庫管理、発注システムなどの大型店の進んだシステムやノウハウを地域および県内の商業者が学べるよう、そのための機会の提供に努めてください。

3 県産品の販売促進・需要拡大への協力

① 県産品の積極的な販売等

県内農協や市場等からの農林水産物や加工品の取引を促進するとともに、県産材を積極的に活用する等、県産品の積極的な販売・需要拡大に努めてください。

② 県産品コーナーの設置など、県産品の積極的なPRと販売促進

県産品コーナーや、生産者等が直売できるコーナーの設置等、県産品のPRや販売促進に協力してください。

③ 「熊本県地産地消協力店」の取組みへの協力

本県が進める「熊本県地産地消協力店」の趣旨に賛同のうえ、地産地消の推進に向けた取組みに協力してください。

4 地域雇用確保への協力

① 地域および県内からの雇用の促進

従業員の採用にあたっては、地域および県内から優先的に雇用するよう、できるだけ配慮してください。

② 安定的雇用の確保

従業員の採用にあたっては、地域における安定的な雇用確保の観点から、正社員として採用するよう、できるだけ配慮してください。

③ 障がい者雇用の促進

障がい者の雇用の促進等に関する法律を遵守し、障がい者雇用を促進するよう配慮してください。

④ 少子化対策・男女共同参画の推進

少子化対策・男女共同参画推進の一環として、託児所等設置、短時間勤務制度の導入や育児・介護休業制度活用の促進等、仕事と家庭を両立しやすい環境の整備に努めてください。

⑤ 職業訓練教育の積極的な推進

採用した後も、安定的な雇用を図るため、各種資格の取得促進等により従業員の資質向上に努めてください。

5 防犯・青少年非行防止対策の推進

① 実効性ある万引き防止等各種防犯対策の実施

店舗内における防犯や青少年非行防止の観点から、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置、カラーボールやさすまた等の防犯用品の配備、制服警備員による警備強化等の対策を講じてください。

② 人通りの少ない場所に対する巡回の実施等

犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を講じてください。

③ 深夜営業時の防犯・青少年非行防止対策の実施

防犯や青少年非行防止の観点から、深夜営業時の警備強化を図るとともに、できるだけ深夜営業の自粛に努めてください。

④ 営業時間外の非行防止対策の実施

営業時間外においても、大店立地法指針や「熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例」に基づいて、駐車場の出入口の施錠および適切な照明の設置、警備員の巡回など、犯罪や青少年の非行防止対策を講じてください。

⑤ 緊急通報体制の確立

所轄警察署と連携し、店舗および店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領および避難誘導措置など緊急通報体制を確立し、警察署の協力要請に応じ、地域の防犯対策に努めてください。また、従業員の防犯教育にも努めてください。

6 地域防災への協力

① 災害時の避難場所等の提供

災害時において、避難場所や救護場所として、駐車場敷地を提供するなどの便宜を図ってください。

② 緊急時の物資の提供

災害時において、市町村等から緊急物資の提供依頼があった場合には、必要な協力をしてください。

7 ユニバーサルデザイン普及への協力

① 店舗へのユニバーサルデザインの導入

店舗等の整備にあたっては、「ハートビル法」による認定や、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」に適合させるとともに、県の「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」に基づき、さまざまな利用者や地域住民等の意見を取り入れ、子ども、子育て家庭や高齢者、障がい者等にやさしい、だれもが利用しやすい店舗となるよう努めてください。

- ② ユニバーサルデザインに配慮した広告等
売り出し広告、店頭でのプレート表示、ホームページなど、文字の大きさ、色づかい等、ユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。
- ③ 物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力
ユニバーサルデザイン関連商品の取扱、関連商品コーナーの設置等により、ユニバーサルデザインの普及に協力してください。
- ④ 地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力
上記①から③で蓄積されたユニバーサルデザインのノウハウを地域商店街等に対して提供するよう協力してください。
- ⑤ ユニバーサルデザイン普及への取組み
上記の取組み以外についての店舗の設置・運営に関しては、県の「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」に沿った取組みを行ってください。また、定期的な研修等を通じて、ユニバーサルデザインに対する従業員の理解を深めてください。

8 環境対策の推進

- ① 水保全対策の実施
土地開発に伴って減少する地下水涵養量を補完するために、駐車場の透水性舗装、屋根雨水の地下浸透施設設置など、雨水の地下浸透対策を推進してください。
また、店舗排水処理に留意するとともに、トイレ、掃除、樹木への散水等の雑用水は、雨水等を使用するようにしてください。
- ② ヒートアイランド・地球温暖化等対策の実施
ヒートアイランド対策として、敷地内の緑化および屋上・壁面の緑化を推進してください。
また、地球温暖化等への対策として、駐車場でのアイドリングストップを促進してください。
- ③ 「ノーレジ袋」・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施
量り売りや買い物袋持参運動等を通じ、「ノーレジ袋」化やトレイ削減を推進してください。
また、過剰な包装を避け、包装紙・紙袋の簡素化を推進してください。

④ リサイクル等対策の実施

紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等のリサイクル品について、リサイクルボックスを設置し回収するようにしてください。

店舗内で発生した生ゴミについては、堆肥化するなど自家処理を行うようバイオマスの利活用に配慮してください。

⑤ 環境美化対策の実施

店舗周辺の清掃美化活動を定期的に実施するようにしてください。

また、十分な数のゴミ箱を設置するなど、来店者がポイ捨てをしないような環境を整えてください。

⑥ 廃棄物等の処理

テナント事業者と協力のうえ、廃棄物等に関連する法令に則って周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮し、適切な措置を講じてください。

⑦ 「光害」対策の実施

屋外照明や広告塔照明の光が周辺住民や農作物等に悪影響を与えないよう、照明の配置場所（下方点灯の器具の使用等）、方向、強さ、点灯時間等に配慮してください。

また、サーチライト等については特定の対象物を照射すること以外に使用しないでください。

9 省エネルギー対策の推進

① 営業時間短縮への配慮

省エネルギー推進のため、店舗の営業時間の短縮に配慮するよう努めてください。

② 過剰な照明の削減

過剰な照明使用を避けるとともに、省エネルギーのため、照明の清掃並びに定期的な交換保守点検を行うよう努めてください。

③ 空調温度の適切な設定

空調温度については、こまめにチェックして冷やし過ぎや暖め過ぎにならないよう努めてください。

④ 新エネルギー・省エネルギー設備の設置

太陽光発電装置や小型風力発電装置等の新エネルギー設備の設置や断熱素材、コージェネレーション（注9）設備等の設置に努めてください。

（注9）電気・熱・蒸気などを同時に発生させること。ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなうようなエネルギーの効率的運用システムのこと。

10 交通対策の実施

① 交通安全対策の実施

歩行者等の交通弱者に配慮し、例えば駐車場出入口における交通整理員の配置、出入口の位置の工夫、また敷地の一部を歩道として通り抜け可能な通路として利用する等の交通安全対策を検討してください。

② 交通渋滞対策の実施

地域住民等から苦情があった場合や、事前の調査・予測と開店後の実情が大きく乖離しているような場合、再調査または再予測を行うなどして追加的対応策を講じてください。

また、繁忙期や混雑時間帯にあっては、公共交通機関の利用や自家用車使用の自粛を呼びかける等の措置、また、交通整理員の配置を行う等の交通渋滞対策の措置を講じてください。

11 景観形成、街並みづくりへの協力

熊本県景観条例や熊本県屋外広告物条例等に基づき、景観を阻害しないよう店舗の色彩や外観等に配慮するとともに、地域が進める良好な景観形成、街並みづくりや敷地内の緑化に協力してください。

1 2 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策

① 早期の情報提供等

撤退やその後の対応策等について、可能な限り早い段階で地域住民、県、市町村等に十分な情報を提供してください。

② 後継店の確保

失業の発生や、住民の買い物の利便性が損なわれることがないように、設置者と核テナント事業者等が一致協力して、後継店舗や大型店承継者を確保するよう最大限の努力を払ってください。

③ 従業員の雇用の確保

関係機関とも連携して、離職者の再就職や配置転換が円滑に進むよう最大限の努力を払ってください。

④ 取引先企業に対する対応

取引先企業の経営が悪化しないよう、店舗閉鎖情報の早期提供や、後継店への紹介に努めてください。

⑤ 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

店舗を閉鎖した場合は、建物の管理に十分留意する等、閉鎖に伴う環境悪化を引き起こさないよう努めてください。

1 3 情報公開の推進

大型店の出店計画や地域貢献策について広く県民に情報提供を行い、出店後においても周辺地域への生活環境への配慮、店舗の運営状況に係る情報を地域住民等に開示していくよう努めてください。

1 4 その他の対策

上記の地域貢献策以外にも、大型店の独自の方針として進める地域貢献、あるいは、地域の要望等を踏まえた地域貢献に積極的に取り組んでください。